

## よくあるご質問と回答

公益法人制度改革について	
Q 1 公益法人制度改革とは何ですか？	従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、①登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、②そのうちの公益目的事業を行うことを主目的とする法人については、公益法人に認定する制度を創設しました。
Q 2 その改革で具体的にはどのように変わるのですか？	従来の公益法人（社団法人・財団法人）は、公益法人（公益社団法人・公益財団法人）又は一般法人（一般社団法人・一般財団法人）に移行することが必要となりました。
Q 3 制度改革の根拠法は何ですか？	平成20年12月1日に施行された <b>公益法人制度改革関連3法</b> です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律【法人法】</li> <li>・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律【認定法】</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律【整備法】</li> </ul>
Q 4 いつまでに移行しなければならないのですか？	法律の施行から5年後の <b>平成25年11月30日</b> までに移行する必要があります。
Q 5 移行するまでの間は何が変わりますか？	<b>基本的には移行前の公益法人と変わりません。</b> 法律上は、特例民法法人（特例社団法人・特例財団法人）として位置付けられ、移行の準備を進めていきます。
Q 6 移行期間中に移行しなかった場合はどうなるのですか？	移行期間満了の日に <b>解散</b> したものとみなされます。
Q 7 一般法人の認可基準は何ですか？	認可基準は下記の2つです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款の変更案の内容が【法人法】及びその政省令に適合するものであること</li> <li>○ <b>公益目的支出計画</b>が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること</li> </ul>

Q 8 公益目的支出計画とは何ですか？	移行の時点での正味財産額を基礎として算出した額（公益目的財産額）に相当する金額を、公益の目的のために支出することにより零（ゼロ）とするための計画です。
---------------------	---

## 事業団の今後の取り組みについて

Q 9 事業団はどちらに移行するのですか？	平成 23 年 3 月の理事会決定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に一般財団法人へ移行することを目指し、準備しています。
Q10 なぜ公益財団法人にならないのですか？	「公益のために全事業費の 5 割以上を支出すること」という公益法人の認定基準を満たさないからです。
Q11 公益法人制度改革による事業団への影響はありますか？	<p>① 財源への影響</p> <p>事業団では、会員の皆様からの会費や東京都からの交付金で事業を実施しています。しかし、それだけでは財源が不足していることから「資産の取り崩し」や「収益事業による収入」などで補っています。</p> <p>公益法人制度改革により、移行時の残余財産は公益目的の事業等に利用しなければならず、これまでのように福利厚生事業の財源として利用することが困難となることが想定されます。したがって、移行後も、会員の皆様に仕事と生活の両面から総合的にサポートするためには、より効果的な事業を中心に、想定される財源に見合った事業規模へと見直すことが必要不可欠となります。</p> <hr/> <p>② 給付事業への影響</p> <p>移行後は給付事業の一部に、保険業法が適用されます。そのため、新たな経費の発生や法律による支給額の制限などが課せられるため、見直しが必要となります。</p> <hr/> <p>③ 融資事業への影響</p> <p>移行後は融資事業の一部に、貸金業法が適用されます。そのため、市中の貸金業者と同様の様々な規制が課せられ、従来の事業をそのまま実施することが困難となるため、見直しが必要となります。</p>

<p>Q12 具体的に給付事業にどのような影響がありますか？</p>	<p>弔慰金（一部）、遺族生活支援金及び遺児育英支援金、せん別金が保険業法の規制対象となるため、<b>対応に向け、現在検討中</b>です。 ※給付金額が10万円以下のものは保険業法の規制対象には含まれません。</p>
<p>Q13 具体的に融資事業にどのような影響がありますか？</p>	<p>貸金業法が適用されると以下（一部）の影響が考えられるため、<b>対応に向け、現在検討中</b>です。</p> <p>① <b>サービスの低下</b> 以下の規制により貸付が受けられない会員が生じます。 ・他社での借入分を含め、年収の1/3以上の貸し出しの禁止（総量規制） ・返済能力調査の導入</p> <p>② <b>会員の貸付情報の流通</b> 市中貸金業者と貸付情報を共有することが必要となるため、貸付を受ける会員の個人情報を市中貸金業者が閲覧することが可能となります。</p> <p>③ <b>必要経費の増加</b> 新たな規制の中で、事業団からの直接貸し付けを維持するためには、貸金業者として登録することが必要となります。その場合、原資の確保や規制に対応するため、「会費の増額」や「手数料の増」などについて検討が必要となります。</p>
<p>Q14 会員の意向はどのように把握するのですか？</p>	<p>公益法人制度改革等による事業団への影響を踏まえ、実施事業に対する会員の皆様のご意見をお聞かせいただくため、サンプリング形式によるアンケート調査を実施します。 ※調査対象者には7月中にTAIMS メール又は郵送により調査票を配付</p>
<p>Q15 移行に向けた取組についてどのように検討していくのですか？</p>	<p>福利厚生検討会（事業団評議員を中心とした検討会）などを通して検討を進めていきます。</p>
<p>Q16 事業団の一般財団法人化への取組はどこで知ることができますか？</p>	<p>「事業団公式ホームページ」、「Web いぶき」、機関紙「いぶき」で情報提供を行っていきます。</p>